

相模原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
相模原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 5 月 2 4 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
相模原市固定資産評価審査委員会条例(昭和 2 6 年相模原市条例第 4 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「関し」を「ついて」に改める。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 1 1 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第 1 7 条中「関し」を「ついて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

固定資産評価審査委員会への審査の申出における審査申出書及び口頭審理における口述書において押印等を要しないこととするための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市景観条例及び相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例に
ついて

相模原市景観条例及び相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 3 年 5 月 2 4 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市景観条例及び相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例
(相模原市景観条例の一部改正)

第 1 条 相模原市景観条例(平成 2 2 年相模原市条例第 1 2 号)の一部を次のように
改正する。

第 6 条中「当該行為」を「当該建築行為等」に改める。

第 7 条第 2 項中「行う」を「行おうとする」に改め、「は、」の次に「当該建
築行為等が」を加える。

第 8 条の見出し中「景観形成方針等」を「景観形成基準等」に改め、同条第 2
項中「第 8 条第 2 項第 2 号」の次に「及び同項第 4 号イ」を加え、「及び」を
「、」に改め、「景観形成方針」という。)の次に「並びに景観形成方針に基
づき良好な景観の形成を図るための基準(以下「景観誘導基準」という。)」を加
え、同条第 3 項及び第 4 項中「景観形成方針及び景観形成基準」を「景観形成基
準、景観形成方針及び景観誘導基準」に改め、同条第 5 項中「に属する」を
「の」に、「景観形成方針若しくは景観形成基準」を「景観形成基準、景観形成
方針若しくは景観誘導基準」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 重点地区の区域内において建築行為等を行おうとする者は、当該建築行為等
が景観誘導基準に適合するよう努めなければならない。

第 1 1 条中「景観誘導指針」の次に「(重点地区にあっては、景観誘導指針及
び当該重点地区における景観誘導基準)」を加える。

第 1 5 条の見出し中「届出」を「届出等」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 15 条関係)

地区		行為
重点地区	市役所前さくら通り地区(景観計画に市役所前さくら通り地区として定める区域をいう。)	1 法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する行為のうち、次のいずれにも該当しない行為 (1) 延べ面積が 10 平方メートル以上の建築物の新築、増築、改築又は移転 (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更であって、当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。)第 46 条第 4 項に規定する見付面積をいう。以下「見付面積」という。)が 10 平方メートル以上のもの 2 法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する行為のうち、次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更に該当しない行為 (1) 政令第 138 条第 1 項各号に規定するもの(同項第 3 号のうち、広告塔及び広告板を除く。) (2) 高さが 1 メートルを超える門、塀、垣及び柵 (3) 駐車場及び駐輪場(これらに附属するゲート、精算機、車止めその他これらに類するものを含む。) (4) 土地に自立して設置する太陽光発電設備 (5) 自動販売機 (6) 屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件のうち、自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの及び自己の店

		舗、営業所、事業所又はこれらの敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するものであって、表示面積の合計が5平方メートルを超え、10平方メートル以下のもの 3 法第16条第1項第3号に規定する行為
重点地区以外の地区		1 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、次のいずれにも該当しない行為 (1) 次に掲げる建築物の新築、増築、改築又は移転 ア 建築物の高さが12メートル(商業地域にあっては、15メートル)以上のもの イ 延べ面積が1,000平方メートル以上のもの ウ 敷地面積が1,000平方メートル以上のもの(建築物の新築に限る。) (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更であって、前号ア及びイに掲げるもののうち、当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積が2分の1以上のもの 2 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、次のいずれにも該当しない行為 (1) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転 ア 政令第138条第1項第1号から第4号までに規定するもの(同項第3号のうち、広告塔及び広告板を除く。)のうち、その高さが12メートル(同項第2号に掲げるもの及び商業地域にあっては、15メートル)を超えるもの

	イ 政令第 1 3 8 条第 1 項第 5 号に規定する擁壁のうち、その高さが 5 メートルを超えるもの (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更であって、前号アに掲げるもののうち、当該工作物の外観の変更に係る部分が過半のもの 3 法第 1 6 条第 1 項第 3 号に規定する行為
--	---

(相模原市屋外広告物条例の一部改正)

第 2 条 相模原市屋外広告物条例(平成 1 4 年相模原市条例第 5 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に定めるもののほか、相模原市景観条例第 5 条第 1 項の規定に基づく景観計画(以下「景観計画」という。)の区域内に広告物等を表示し、又は設置する場合は、当該広告物等の位置等は、別表第 4 第 1 項の表に定める基準(同条例第 8 条第 1 項の規定により指定された景観形成重点地区(以下「景観形成重点地区」という。)にあっては、別表第 4 第 1 項の表及び第 2 項の表に定める基準)によらなければならない。

別表第 3 電柱又は街灯柱を利用するものの部基準の欄中「添か看板」を「添架看板」に改め、同表備考 3 を削り、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 4 (第 1 1 条関係)

1 景観計画の区域における基準

屋外広告物の地色の面積の過半を次の表の左欄に掲げる色相の区分に応じ同表の右欄に定める値以下の彩度とし、かつ、その地色が周辺景観や建築物の外壁と調和するよう配慮すること(1 面当たりの表示面積が別表第 2 に定める自然系許可地域にあっては 3 平方メートル以上、同表に定める住居系許可地域にあっては 5 平方メートル以上の屋外広告物に限る。)。

色相	彩度
0 . 1 R から 1 0 R まで	5
0 . 1 Y R から 5 Y まで	6

５．１Ｙから１０Ｇまで	４
０．１ＰＢから１０ＲＰまで	４
０．１ＢＧから１０Ｂまで	３

備考 この表における色相及び彩度は、日本産業規格(産業標準化法(昭和２４年法律第１８５号)第２０条第１項に規定する日本産業規格をいう。)Ｚ８７２１に定める表示の方法によるものとする。

２ 景観形成重点地区における基準

地区	種類		基準
市役所前さくら通り地区(景観計画に市役所前さくら通り地区として定める区域をいう。)	建築物から突出するもの	建築物の外面から突出するもの	市道市役所前通上に突出しないこと。
		建築物の上部から突出するもの	表示又は掲出できない。
	土地に直接設置する広告塔及び広告板		市道市役所前通上に突出しないこと。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和４年１月１日から施行する。
(相模原市景観条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際現に相模原市景観条例第５条第１項の規定に基づく景観計画(以下「景観計画」という。)に定められている景観誘導基準は、第１条の規定による改正後の相模原市景観条例(以下「改正後の景観条例」という。)第８条第２項に規定する景観誘導基準とみなす。
- 改正後の景観条例別表に定めるもののほか、景観法(平成１６年法律第１１０号)第１６条第７項第１１号の条例で定める行為は、市役所前さくら通り地区(景観計画に市役所前さくら通り地区として定める区域をいう。)において行う次に掲げる行為とする。
(１) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第１条の規定による改正

前の相模原市景観条例(以下「改正前の景観条例」という。)別表重点地区以外の地区の項に規定する行為に該当しないものとして景観法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をした行為
(2) 施行日から令和4年1月31日までの間に着手する改正前の景観条例別表重点地区以外の地区の項に規定する行為

(相模原市屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前に相模原市屋外広告物条例第7条第1項又は第15条第1項若しくは第4項の規定による許可の申請がされた屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)の位置、形状、規模、色調等については、当該申請に係る許可(当該広告物等について施行日以後に同項の規定による許可の申請をし、その許可を受けて表示し、又は設置する場合にあっては、当該許可)が効力を有する間は、第2条の規定による改正後の相模原市屋外広告物条例第11条第2項、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 前項の規定は、相模原市屋外広告物条例第12条第2項各号に掲げる広告物等について準用する。この場合において、前項中「当該申請に係る許可(当該広告物等について施行日以後に同項の規定による許可の申請をし、その許可を受けて表示し、又は設置する場合にあっては、当該許可)が効力を有する」とあるのは、「当該広告物等を除却するまでの」と読み替えるものとする。

提案の理由

市役所前さくら通り地区に係る景観形成重点地区の指定に伴い、相模原市景観計画に基づき魅力ある景観の形成を進めていくための景観形成重点地区の指定等に係る規定及び事前協議における助言又は指導に係る規定の改正並びに市役所前さくら通り地区における建築行為等の届出等に係る規定及び屋外広告物等の基準に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 6 2 号関係資料

相模原市景観条例及び相模原市屋外広告物条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市景観条例の一部改正(第 1 条関係)

ア 景観形成重点地区の指定等に係る規定の改正

- (ア) 景観形成重点地区(以下「重点地区」という。)を指定したときは、当該重点地区における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(以下「屋外広告物に関する行為の制限に関する事項」という。)並びに良好な景観の形成を図るための基準(以下「景観誘導基準」という。)を定めることができることとするもの
- (イ) 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項及び景観誘導基準を定めようとするとき並びに変更しようとするときは、相模原市景観審議会の意見を聴かなければならないこととするもの
- (ウ) 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項及び景観誘導基準を定めたとき並びに変更したときは、これを告示することとするもの
- (エ) 建築物の建築、工作物の建設、屋外広告物の表示、屋外広告物を掲出する物件の設置等の行為を行おうとする者は、当該行為が景観誘導基準に適合するよう努めなければならないこととするもの

イ 事前協議における助言又は指導に係る規定の改正

重点地区における景観法(平成 1 6 年法律第 1 1 0 号)に基づく届出等(以下「届出等」という。)に必要な事前協議において、当該重点地区における景観誘導基準に基づき助言又は指導をすることができることとするもの

ウ 市役所前さくら通り地区における建築行為等の届出等に係る規定の追加

市役所前さくら通り地区における次に掲げる工作物の建設等について、届出等が必要な行為とするもの

- (ア) 高さが 1 メートルを超える門、塀、垣及び柵
- (イ) 駐車場及び駐輪場(附属物を含む。)
- (ウ) 土地に自立して設置する太陽光発電設備
- (エ) 自動販売機

(オ) 屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件のうち、自己の住宅等に自己の住所、氏名等を表示するもの及び自己の店舗、営業所、事業所等に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するものであって、表示面積の合計が5平方メートルを超え、10平方メートル以下のもの

(2) 相模原市屋外広告物条例の一部改正(第2条関係)

市役所前さくら通り地区における屋外広告物等の基準に係る規定の追加
市役所前さくら通り地区に表示し、又は設置する屋外広告物等の位置等は、次の表の基準によることとするもの

種類	基準
建築物の外面から突出する屋外広告物等	市道市役所前通上に突出しないこと。
建築物の上部から突出する屋外広告物等	表示又は掲出できない。
土地に直接設置する広告塔及び広告板	市道市役所前通上に突出しないこと。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年1月1日

(2) 相模原市景観条例の一部改正に伴う経過措置

ア この条例の施行の際現に相模原市景観条例(平成22年相模原市条例第12号)に基づく景観計画に定められている景観誘導基準は、改正後の相模原市景観条例に規定する景観誘導基準とみなすこととするもの

イ 市役所前さくら通り地区において行う次の行為については、令和4年1月1日以後の届出等を不要とするもの

(ア) 改正前の相模原市景観条例に基づき令和4年1月1日前に届出等をした行為

(イ) 令和4年1月1日から同月31日までの間に着手する改正前の相模原市景観条例において届出等を不要としていた行為

(3) 相模原市屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置

令和4年1月1日前に表示若しくは設置、変更又は継続に係る許可の申請がされた屋外広告物等(許可を要しない屋外広告物等にあつては、表示され、又

は設置されたもの)の位置等の基準は、当該申請に係る許可(当該屋外広告物等について同日以後に継続の許可の申請をし、その許可を受けた場合は、当該許可)がその効力を有する間(許可を要しない屋外広告物等にあつては、当該屋外広告物等を除却するまでの間)は、なお従前の例によることとするもの

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 5 月 2 4 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例
相模原市立学校の設置に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 3 0 号)の一部を
次のように改正する。

別表第 3 相模原市立大野南中学校の項の次に次のように加える。

相模原市立大野南中学校分校	相模原市南区文京 1 丁目 1 1 番 1 号
---------------	-------------------------

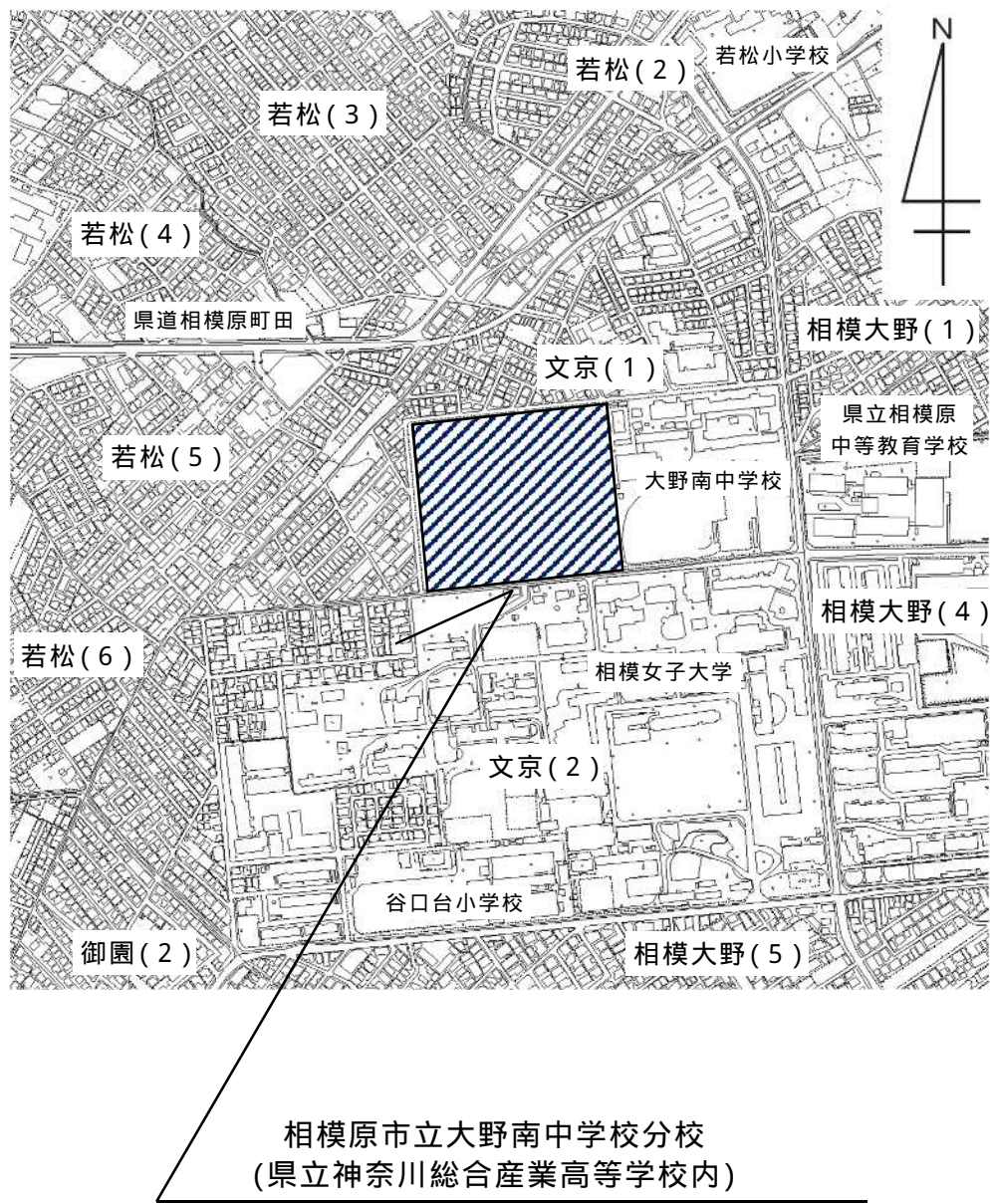
附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

夜間において授業を行う中学校として相模原市立大野南中学校分校を設置いた
したく提案するものである。

案 内 図



令和 3 年度相模原市一般会計補正予算書

及 び 予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和3年6月)

令和 3 年 度 相 模 原 市
一 般 会 計 補 正 予 算
(第 2 号)

令和 3 年度相模原市一般会計補正予算(第 2 号)

令和 3 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 0 1 , 1 8 4 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 6 7 9 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 1 , 8 6 3 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 5 月 2 4 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		64,645,539	653,863	65,299,402
	10 国庫補助金	7,424,113	653,863	8,077,976
60 県支出金		18,133,726	20,495	18,154,221
	10 県補助金	2,880,826	20,495	2,901,321
75 繰入金		6,351,686	4,642	6,356,328
	10 基金繰入金	6,282,136	4,642	6,286,778
歳 入 合 計		301,184,000	679,000	301,863,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 民生費		133,610,614	637,000	134,247,614
	10 児童福祉費	56,845,522	637,000	57,482,522
20 衛生費		25,924,355	42,000	25,966,355
	5 保健衛生費	15,319,795	42,000	15,361,795
歳 出 合 計		301,184,000	679,000	301,863,000

一般会計補正予算に関する説明書
(第2号)

令和３年度相模原市一般会計補正予算(第２号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１１条第２項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和３年５月２４日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	
	金額	構成比
5 市税	千円 122,400,000	% 40.6
10 地方譲与税	1,675,000	0.6
13 利子割交付金	70,000	0.0
16 配当割交付金	600,000	0.2
19 株式等譲渡所得割交付金	600,000	0.2
20 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
21 法人事業税交付金	550,000	0.2
22 地方消費税交付金	14,000,000	4.6
25 ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.1
31 環境性能割交付金	420,000	0.1
32 軽油引取税交付金	3,100,000	1.0
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,274,900	0.4
37 地方特例交付金	2,275,000	0.8
40 地方交付税	11,400,000	3.8
43 交通安全対策特別交付金	210,000	0.1
46 分担金及び負担金	865,401	0.3
50 使用料及び手数料	5,486,261	1.8
55 国庫支出金	64,645,539	21.5
60 県支出金	18,133,726	6.0
65 財産収入	518,371	0.2
70 寄附金	350,300	0.1
75 繰入金	6,351,686	2.1
80 繰越金	2,000,000	0.7
85 諸収入	10,770,216	3.6
90 市債	33,217,600	11.0
歳入合計	301,184,000	100.0

補 正 額		計		補 正 額 財 源 区 分	
金 額	構成比	金 額	構成比	特 定 財 源	一 般 財 源
千円	%	千円	%	千円	千円
-	-	122,400,000	40.5	-	-
-	-	1,675,000	0.6	-	-
-	-	70,000	0.0	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	120,000	0.0	-	-
-	-	550,000	0.2	-	-
-	-	14,000,000	4.6	-	-
-	-	150,000	0.1	-	-
-	-	420,000	0.1	-	-
-	-	3,100,000	1.0	-	-
-	-	1,274,900	0.4	-	-
-	-	2,275,000	0.8	-	-
-	-	11,400,000	3.8	-	-
-	-	210,000	0.1	-	-
-	-	865,401	0.3	-	-
-	-	5,486,261	1.8	-	-
653,863	96.3	65,299,402	21.6	653,863	0
20,495	3.0	18,154,221	6.0	20,495	0
-	-	518,371	0.2	-	-
-	-	350,300	0.1	-	-
4,642	0.7	6,356,328	2.1	0	4,642
-	-	2,000,000	0.7	-	-
-	-	10,770,216	3.6	-	-
-	-	33,217,600	11.0	-	-
679,000	100.0	301,863,000	100.0	674,358	4,642

(歳 出)

款	補 正 前 の 額		補 正 額	
	金 額	構成比	金 額	構成比
5 議会費	千円 996,601	% 0.3	千円 -	% -
10 総務費	24,967,087	8.3	-	-
15 民生費	133,610,614	44.4	637,000	93.8
20 衛生費	25,924,355	8.6	42,000	6.2
25 労働費	507,947	0.2	-	-
30 農林水産業費	753,313	0.2	-	-
35 商工費	9,251,839	3.1	-	-
40 土木費	23,486,391	7.8	-	-
45 消防費	8,855,246	2.9	-	-
50 教育費	44,613,325	14.8	-	-
55 災害復旧費	1,108,352	0.4	-	-
60 公債費	26,700,483	8.9	-	-
65 諸支出金	8,447	0.0	-	-
70 予備費	400,000	0.1	-	-
歳 出 合 計	301,184,000	100.0	679,000	100.0

計		補正額の財源内訳			
金額	構成比	特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
千円	%	千円	千円	千円	千円
996,601	0.3	-	-	-	-
24,967,087	8.3	-	-	-	-
134,247,614	44.5	632,358	0	0	4,642
25,966,355	8.6	42,000	0	0	0
507,947	0.2	-	-	-	-
753,313	0.2	-	-	-	-
9,251,839	3.1	-	-	-	-
23,486,391	7.8	-	-	-	-
8,855,246	2.9	-	-	-	-
44,613,325	14.8	-	-	-	-
1,108,352	0.4	-	-	-	-
26,700,483	8.8	-	-	-	-
8,447	0.0	-	-	-	-
400,000	0.1	-	-	-	-
301,863,000	100.0	674,358	0	0	4,642

(性質別経費内訳表)

款		5 議会費	1 0 総務費	1 5 民生費	2 0 衛生費	2 5 労働費	3 0 農林水 産業費	3 5 商工費
消 費 的 経 費	人件費	872,068	12,912,994	11,588,289	5,168,089	58,070	442,771	431,972
	物件費	65,682	8,916,964	59,082 3,997,247	42,000 13,529,102			
	補 助 費 等	58,851	2,168,769	18,568 8,605,878				
	維 持 補修費		241,704	147,989	1,007,210		68,379	13,556
	扶助費		285,000	559,350 92,736,595				
	小 計	996,601	24,525,431	637,000 117,075,998	42,000 24,878,207			
						220,491	716,706	1,959,331
投 資 的 経 費	補 助 事 業			74,375	7,471			
	単 独 事 業		301,644	1,349,021	971,277	177,456	36,607	535,766
	小 計		301,644	1,423,396	978,748	177,456	36,607	535,766
その他			140,012	15,748,220	109,400	110,000		6,756,742
予備費								
合 計		996,601	24,967,087	637,000 134,247,614	42,000 25,966,355	507,947	753,313	9,251,839

上段は、今回補正額を、
下段は、累計額を示す。

(単位：千円)

4 0 土木費	4 5 消防費	5 0 教育費	5 5 災害復 旧費	6 0 公債費	6 5 諸支出 金	7 0 予備費	合計	構 成 比 %
3, 591, 615	6, 366, 452	34, 612, 979					76, 045, 299	25. 2
							101, 082	14. 9
3, 685, 888	876, 478	7, 010, 666		128, 609			38, 739, 759	12. 8
							18, 568	2. 7
342, 537	153, 652	529, 992			8, 447		15, 038, 395	5. 0
1, 594, 207	26, 848	309, 180					3, 409, 073	1. 1
							559, 350	82. 4
		996, 105					97, 373, 894	32. 3
							679, 000	100. 0
9, 214, 247	7, 423, 430	43, 458, 922		128, 609	8, 447		230, 606, 420	76. 4
2, 933, 182	154, 909	20, 771	24, 352				3, 215, 060	1. 1
4, 859, 246	1, 276, 907	989, 169	1, 084, 000				11, 581, 093	3. 8
7, 792, 428	1, 431, 816	1, 009, 940	1, 108, 352				14, 796, 153	4. 9
6, 479, 716		144, 463		26, 571, 874			56, 060, 427	18. 6
						400, 000	400, 000	0. 1
							679, 000	100. 0
23, 486, 391	8, 855, 246	44, 613, 325	1, 108, 352	26, 700, 483	8, 447	400, 000	301, 863, 000	100. 0

歳

入

2 歳 入

款 5 5 国庫支出金 補正額 653,863千円
 項 1 0 国庫補助金 補正額 653,863千円

目	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費国庫補助金	千円 2,114,334	千円 21,505	千円 2,135,839
10 民生費国庫補助金	2,167,698	632,358	2,800,056
計	7,424,113	653,863	8,077,976

款 6 0 県支出金 補正額 20,495千円
 項 1 0 県補助金 補正額 20,495千円

15 衛生費県補助金	40,439	20,495	60,934
計	2,880,826	20,495	2,901,321

款 7 5 繰入金 補正額 4,642千円
 項 1 0 基金繰入金 補正額 4,642千円

10 財政調整基金繰入金	5,021,321	4,642	5,025,963
計	6,282,136	4,642	6,286,778

節		説 明	
区 分	金 額		
5 総務管理費補助金	千円 21,505	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 21,505
10 児童福祉費補助金	632,358	1 ひとり親家庭等自立支援事業補助金 補助率 3/4	13,926
		2 子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金 補助率 10/10	618,432

35 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	20,495	1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	20,495

5 財政調整基金繰入金	4,642	1 財政調整基金繰入金	4,642

歳

出

3 歳 出

款 1 5 民生費 補正額 637,000千円

項 1 0 児童福祉費 補正額 637,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 児童福祉総務費	千円 22,496,492	千円 618,432	千円 23,114,924	千円 618,432 国庫支出金	千円	千円	千円
10 母子福祉費	2,777,291	18,568	2,795,859	13,926 国庫支出金			4,642
計	56,845,522	637,000	57,482,522	632,358	0	0	4,642

款 2 0 衛生費 補正額 42,000千円

項 5 保健衛生費 補正額 42,000千円

20 保健予防費	4,809,395	42,000	4,851,395	42,000 国庫支出金 21,505 県支出金 20,495			
計	15,319,795	42,000	15,361,795	42,000	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 288	職員の人件費及び児童に係る各種手当・給付、児童福祉事業活動等に要する経費 1 子育て世帯への臨時特別給付金事業 618,432
11 役務費	2,912	
12 委託料	55,256	
13 使用料及び賃借料	626	
19 扶助費	559,350	
18 負担金、補助及び交付金	18,568	母子・父子家庭の援護等に要する経費 1 ひとり親家庭等自立支援事業 18,568

12 委託料	42,000	結核・感染症及び難病等の保健予防に要する経費 1 感染症予防対策事業 42,000

令和 3 年度相模原市一般会計補正予算書

及 び 予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和3年6月)

No. 2

令和 3 年 度 相 模 原 市
一 般 会 計 補 正 予 算
(第 3 号)

令和 3 年度相模原市一般会計補正予算(第 3 号)

令和 3 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 0 1 , 8 6 3 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 1 7 9 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 2 , 0 4 2 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 3 年 5 月 2 4 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		65,299,402	65,845	65,365,247
	10 国庫補助金	8,077,976	65,845	8,143,821
75 繰入金		6,356,328	20,090	6,376,418
	10 基金繰入金	6,286,778	20,090	6,306,868
85 諸収入		10,770,216	1,565	10,771,781
	25 雑入	2,579,622	1,565	2,581,187
90 市債		33,217,600	91,500	33,309,100
	5 市債	33,217,600	91,500	33,309,100
歳 入 合 計		301,863,000	179,000	302,042,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		24,967,087	8,769	24,975,856
	5 総務管理費	14,788,960	8,769	14,797,729
40 土木費		23,486,391	170,231	23,656,622
	5 道路橋りょう費	7,522,243	170,231	7,692,474
歳 出 合 計		301,863,000	179,000	302,042,000

第2表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円
(土木債) 道路整備費	1,315,300	91,500	1,406,800
計	33,217,600	91,500	33,309,100

一般会計補正予算に関する説明書
(第3号)

令和３年度相模原市一般会計補正予算(第３号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１１条第２項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和３年５月２４日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	
	金額	構成比
5 市税	千円 122,400,000	% 40.5
10 地方譲与税	1,675,000	0.6
13 利子割交付金	70,000	0.0
16 配当割交付金	600,000	0.2
19 株式等譲渡所得割交付金	600,000	0.2
20 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
21 法人事業税交付金	550,000	0.2
22 地方消費税交付金	14,000,000	4.6
25 ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.1
31 環境性能割交付金	420,000	0.1
32 軽油引取税交付金	3,100,000	1.0
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,274,900	0.4
37 地方特例交付金	2,275,000	0.8
40 地方交付税	11,400,000	3.8
43 交通安全対策特別交付金	210,000	0.1
46 分担金及び負担金	865,401	0.3
50 使用料及び手数料	5,486,261	1.8
55 国庫支出金	65,299,402	21.6
60 県支出金	18,154,221	6.0
65 財産収入	518,371	0.2
70 寄附金	350,300	0.1
75 繰入金	6,356,328	2.1
80 繰越金	2,000,000	0.7
85 諸収入	10,770,216	3.6
90 市債	33,217,600	11.0
歳 入 合 計	301,863,000	100.0

補 正 額		計		補 正 額 財 源 区 分	
金 額	構成比	金 額	構成比	特 定 財 源	一 般 財 源
千円	%	千円	%	千円	千円
-	-	122,400,000	40.5	-	-
-	-	1,675,000	0.6	-	-
-	-	70,000	0.0	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	120,000	0.0	-	-
-	-	550,000	0.2	-	-
-	-	14,000,000	4.6	-	-
-	-	150,000	0.1	-	-
-	-	420,000	0.1	-	-
-	-	3,100,000	1.0	-	-
-	-	1,274,900	0.4	-	-
-	-	2,275,000	0.8	-	-
-	-	11,400,000	3.8	-	-
-	-	210,000	0.1	-	-
-	-	865,401	0.3	-	-
-	-	5,486,261	1.8	-	-
65,845	36.8	65,365,247	21.6	65,845	0
-	-	18,154,221	6.0	-	-
-	-	518,371	0.2	-	-
-	-	350,300	0.1	-	-
20,090	11.2	6,376,418	2.1	0	20,090
-	-	2,000,000	0.7	-	-
1,565	0.9	10,771,781	3.6	1,565	0
91,500	51.1	33,309,100	11.0	91,500	0
179,000	100.0	302,042,000	100.0	158,910	20,090

(歳 出)

款	補 正 前 の 額		補 正 額	
	金 額	構成比	金 額	構成比
5 議会費	千円 996,601	% 0.3	千円 -	% -
10 総務費	24,967,087	8.3	8,769	4.9
15 民生費	134,247,614	44.5	-	-
20 衛生費	25,966,355	8.6	-	-
25 労働費	507,947	0.2	-	-
30 農林水産業費	753,313	0.2	-	-
35 商工費	9,251,839	3.1	-	-
40 土木費	23,486,391	7.8	170,231	95.1
45 消防費	8,855,246	2.9	-	-
50 教育費	44,613,325	14.8	-	-
55 災害復旧費	1,108,352	0.4	-	-
60 公債費	26,700,483	8.8	-	-
65 諸支出金	8,447	0.0	-	-
70 予備費	400,000	0.1	-	-
歳 出 合 計	301,863,000	100.0	179,000	100.0

計		補正額の財源内訳			
金額	構成比	特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
千円	%	千円	千円	千円	千円
996,601	0.3	-	-	-	-
24,975,856	8.3	0	0	0	8,769
134,247,614	44.4	-	-	-	-
25,966,355	8.6	-	-	-	-
507,947	0.2	-	-	-	-
753,313	0.3	-	-	-	-
9,251,839	3.1	-	-	-	-
23,656,622	7.8	65,845	91,500	1,565	11,321
8,855,246	2.9	-	-	-	-
44,613,325	14.8	-	-	-	-
1,108,352	0.4	-	-	-	-
26,700,483	8.8	-	-	-	-
8,447	0.0	-	-	-	-
400,000	0.1	-	-	-	-
302,042,000	100.0	65,845	91,500	1,565	20,090

(性質別経費内訳表)

款		5 議会費	1 0 総務費	1 5 民生費	2 0 衛生費	2 5 労働費	3 0 農林水 産業費	3 5 商工費
消 費 的 経 費	人件費	872,068	12,912,994	11,588,289	5,168,089	58,070	442,771	431,972
	物件費	65,682	8,925,733	3,997,247	13,529,102	110,772	54,513	363,838
	補 助 費 等	58,851	2,168,769	8,605,878	1,817,612	51,649	151,043	1,149,965
	維 持 補修費		241,704	147,989	1,007,210		68,379	13,556
	扶助費		285,000	92,736,595	3,356,194			
	小 計	996,601	24,534,200	117,075,998	24,878,207	220,491	716,706	1,959,331
投 資 的 経 費	補 助 事 業			74,375	7,471			
	単 独 事 業		301,644	1,349,021	971,277	177,456	36,607	535,766
	小 計		301,644	1,423,396	978,748	177,456	36,607	535,766
その他			140,012	15,748,220	109,400	110,000		6,756,742
予備費								
合 計		996,601	24,975,856	134,247,614	25,966,355	507,947	753,313	9,251,839

上段は、今回補正額を、
下段は、累計額を示す。

(単位：千円)

4 0 土木費	4 5 消防費	5 0 教育費	5 5 災害復 旧費	6 0 公債費	6 5 諸支出 金	7 0 予備費	合計	構 成 比 %
3, 591, 615	6, 366, 452	34, 612, 979					76, 045, 299	25. 2
							8, 769	4. 9
3, 685, 888	876, 478	7, 010, 666		128, 609			38, 748, 528	12. 8
342, 537	153, 652	529, 992			8, 447		15, 038, 395	5. 0
1, 594, 207	26, 848	309, 180					3, 409, 073	1. 1
		996, 105					97, 373, 894	32. 2
							8, 769	4. 9
9, 214, 247	7, 423, 430	43, 458, 922		128, 609	8, 447		230, 615, 189	76. 3
131, 690							131, 690	73. 6
3, 064, 872	154, 909	20, 771	24, 352				3, 346, 750	1. 1
38, 541							38, 541	21. 5
4, 897, 787	1, 276, 907	989, 169	1, 084, 000				11, 619, 634	3. 9
170, 231							170, 231	95. 1
7, 962, 659	1, 431, 816	1, 009, 940	1, 108, 352				14, 966, 384	5. 0
6, 479, 716		144, 463		26, 571, 874			56, 060, 427	18. 6
						400, 000	400, 000	0. 1
170, 231							179, 000	100. 0
23, 656, 622	8, 855, 246	44, 613, 325	1, 108, 352	26, 700, 483	8, 447	400, 000	302, 042, 000	100. 0

歳

入

2 歳 入

款 5 5 国庫支出金 補正額 65,845千円
 項 1 0 国庫補助金 補正額 65,845千円

目	補正前の額	補 正 額	計
35 土木費国庫補助金	千円 1,671,481	千円 65,845	千円 1,737,326
計	8,077,976	65,845	8,143,821

款 7 5 繰入金 補正額 20,090千円
 項 1 0 基金繰入金 補正額 20,090千円

10 財政調整基金繰入金	5,025,963	20,090	5,046,053
計	6,286,778	20,090	6,306,868

款 8 5 諸収入 補正額 1,565千円
 項 2 5 雑入 補正額 1,565千円

15 雑入	2,579,478	1,565	2,581,043
計	2,579,622	1,565	2,581,187

款 9 0 市債 補正額 91,500千円
 項 5 市債 補正額 91,500千円

30 土木債	3,722,000	91,500	3,813,500
計	33,217,600	91,500	33,309,100

節		説 明	
区 分	金 額		
15 道路新設改良 費補助金	千円 65,845	1 道路改良事業補助金 補助率 1 / 2	千円 65,845

5 財政調整基金 繰入金	20,090	1 財政調整基金繰入金	20,090

45 道路橋りょう 費雑入	1,565	1 公営企業会計負担金	1,565

5 道路整備債	91,500	1 公共事業等債 道路改良事業	59,200
		2 地方道路等整備事業債 道路改良事業	32,300

歳

出

3 歳 出

款 1 0 総務費 補正額 8,769千円
 項 5 総務管理費 補正額 8,769千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
40 財政管理費	千円 262,169	千円 3,122	千円 265,291	千円	千円	千円	千円 3,122
64 スポーツ施設費	1,229,466	5,647	1,235,113				5,647
計	14,788,960	8,769	14,797,729	0	0	0	8,769

款 4 0 土木費 補正額 170,231千円
 項 5 道路橋りょう費 補正額 170,231千円

15 道路新設改良費	1,803,800	170,231	1,974,031	65,845 国庫支出金	91,500 市債	1,565 諸収入	11,321
計	7,522,243	170,231	7,692,474	65,845	91,500	1,565	11,321

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 88	財政管理に要する経費 1 財務事務運営費 3,122
11 役務費	84	
12 委託料	2,650	
13 使用料及び賃借料	300	
10 需用費	21	競技場、野球場、テニスコート、水泳プール等スポーツ施設の運営及び維持管理に要する経費 1 スポーツ施設等在り方検討事業 5,647
11 役務費	840	
12 委託料	4,786	

14 工事請負費	163,731	道路の新設、舗装、改良等に要する経費
18 負担金、補助及び交付金	6,500	1 道路改良事業 (1)道路改良事業（箇所指定） 170,231 170,231

地 方 債 の 令 和 2 年 度 末
令 和 3 年 度 末 に お け る 現 在 高

変 更

区 分	令 和 2 年 度 末 現 在 高 見 込 額	令 和 3 年 度 中		
		令 和 3 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	(114, 222, 253) 118, 455, 005	7, 602, 100	91, 500	7, 693, 600
(7) 土 木	(63, 103, 965) 67, 336, 718	3, 722, 000	91, 500	3, 813, 500
合 計	(272, 820, 662) 287, 820, 659	33, 217, 600	91, 500	33, 309, 100

() は、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立と取崩を反映した額
元金償還見込額には、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立を取り崩す額を含む。

に お け る 現 在 高 及 び
の 見 込 み に 関 す る 調 書 (補 正)

の 増 減 見 込 み			令 和 3 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
令 和 3 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補 正 前	補 正	補 正 後	補 正 前	補 正	補 正 後
千円	千円	千円	千円	千円	千円
(13, 134, 632)	0	(13, 134, 632)	(108, 689, 721)	91, 500	(108, 781, 221)
14, 086, 393		14, 086, 393	111, 970, 712		112, 062, 212
(6, 105, 635)	0	(6, 105, 635)	(60, 720, 330)	91, 500	(60, 811, 830)
7, 081, 176		7, 081, 176	63, 977, 542		64, 069, 042
(24, 921, 772)	0	(24, 921, 772)	(281, 116, 490)	91, 500	(281, 207, 990)
24, 644, 062		24, 644, 062	296, 394, 197		296, 485, 697

参 考 資 料

土木（道路）工事箇所表

1 道路改良事業の内訳

(補正予算書事項別明細書 27ページ)

(1) 市道

(1) 市道				
番号	所 在	路 線 名	規 模	
			延長 (m)	幅員 (m)
中央区				
1	中央5丁目ほか	市道相模原横山	552.9	12.5～15.0

箇 所 説 明
中央 5 丁目 4 9 6 7 番 1 地先～横山 4 丁目 4 9 4 3 番 2 地先

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 6 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 城山湖テニスコートの項を削る。

別表第 2 中 「

原宿グラウンド
城山湖テニスコート

」 を 「

原宿グラウンド

」 に改める。

別表第 3 第 2 号中 「、城山湖テニスコート」 を削り、同号アの表中

城山湖テニスコート 中沢グラウンド(テニスコート)	1 面	市 民	2 時 間 につき	400円	を
		市民以外のもの		2, 000円	

中沢グラウンド(テニスコート)	1 面	市 民	2 時 間 につき	400円	に改
		市民以外のもの		2, 000円	

める。

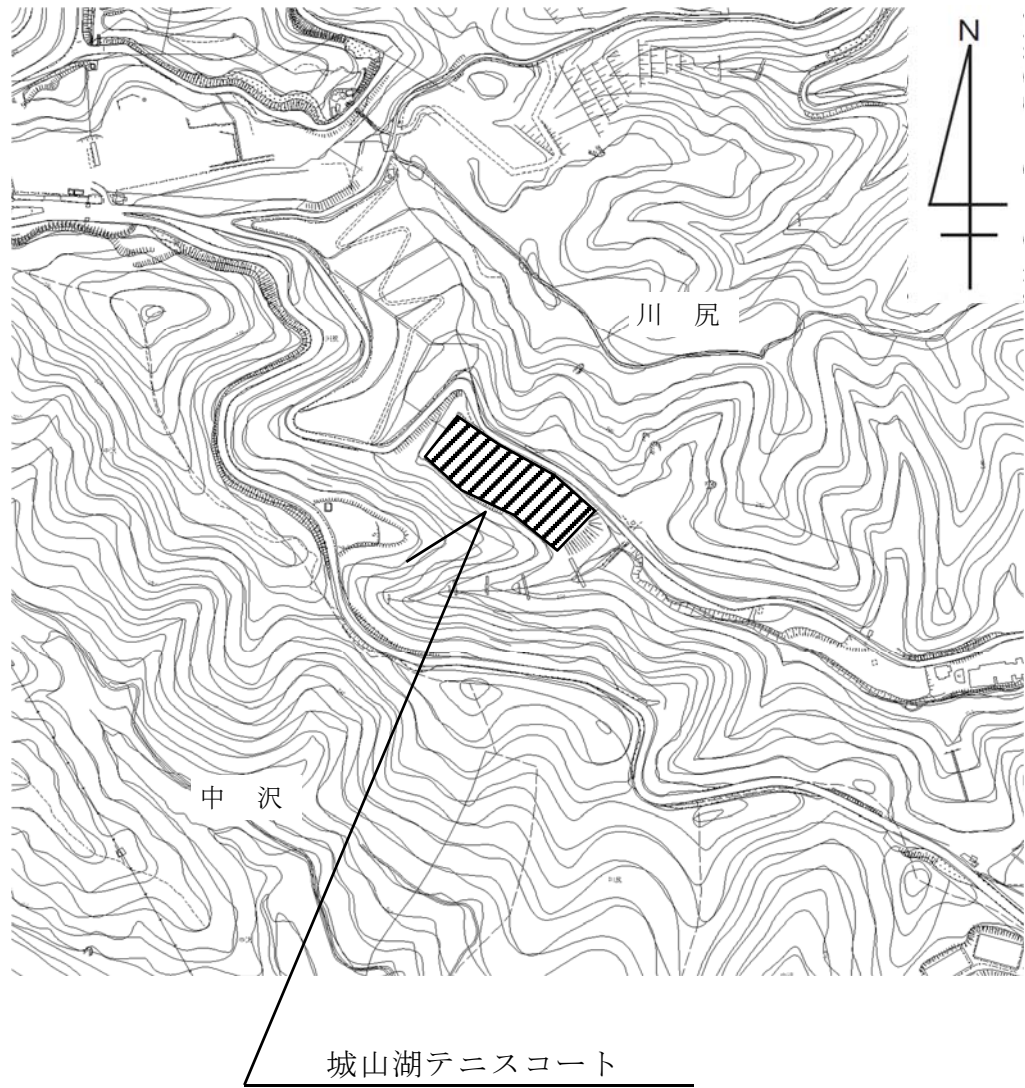
附 則

この条例は、令和３年１０月１日から施行する。

提案の理由

城山湖テニスコートを廃止いたしたく提案するものである。

案 内 図



施設の概要

位 置	相模原市緑区川尻 4 4 5 2 番地 8
設置年月日	昭和 5 4 年 4 月 1 日
敷 地 面 積	5 , 8 0 0 . 2 0 m ²

令和 3 年度相模原市一般会計補正予算(第 4 号)

令和 3 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 0 2 , 0 4 2 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 1 , 3 3 5 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 3 , 3 7 7 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		65,365,247	1,272,365	66,637,612
	5 国庫負担金	56,627,864	318,867	56,946,731
	10 国庫補助金	8,143,821	953,498	9,097,319
75 繰入金		6,376,418	62,627	6,439,045
	10 基金繰入金	6,306,868	62,627	6,369,495
85 諸収入		10,771,781	8	10,771,789
	25 雑入	2,581,187	8	2,581,195
歳 入 合 計		302,042,000	1,335,000	303,377,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 民生費		134,247,614	234,000	134,481,614
	15 生活保護費	25,756,062	234,000	25,990,062
20 衛生費		25,966,355	1,101,000	27,067,355
	5 保健衛生費	15,361,795	1,101,000	16,462,795
歳 出 合 計		302,042,000	1,335,000	303,377,000